

新しいごみの分別方法が始まりました！

平成 24 年 10 月 1 日 から

紋別市に建設された、西紋別地区広域ごみ処理センターにてごみ焼却が開始されました。

それに伴い、現行の「一般ごみ」を『燃やすごみ』と『燃やさないごみ』、『小型金属類』に分別して出させていただきます。

「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」の分別方法については「ごみ分別と排出の仕方 ガイドブック」を確認して正しく分別して下さい。

粗大ごみ等の自己搬入について

※自己搬入は多量のごみで、指定袋に入れられない物だけです。

※粗大ごみは、従来どおりごみステーションに出していただければ収集します。

◆平成24年12月まで

町の一般廃棄物処理場へ持ち込めます。

なお、指定袋に入る物は持ち込みできませんので、ごみステーションに出してください。

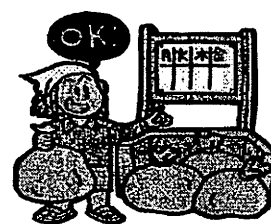
◆平成25年1月から

役場で許可を受けてから、西紋別地区広域ごみ処理センターに直接持ち込むことになります。

【搬入手続き】

事前に役場住民課住民環境係へ、持込む品名、使用する車両の番号、運転免許証等の届出をし、許可証を受取ってから搬入になります。（計量所で渡された伝票は必ず持帰り役場へ提出。）

※ 搬入できるのは、平日だけです。



広域ごみ処理センター



役場



許可書



運搬



搬入

●問合先 役場 住民課 住民環境係 環境衛生担当（電話 82-2131 内線 232）